

第216回府中市建築審査会

令和4年12月16日開催第216回府中市建築審査会に上程された議案について、下記のとおり議決された。

審議概要

1 開催日時 令和4年12月16日（金）午後3時00分～午後3時53分

2 開催場所 web会議

3 出席者

(1) 会長1名、委員4名

(2) 特定行政庁及び事務局（都市整備部職員8名）

4 傍聴人 0名

5 議題

第24号～第28号議案

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可

（敷地と道路の関係）

6 議題の概要

議案番号	第24号	第25号	第26号	第27号	第28号
建築場所	新町 三丁目	多磨町 二丁目	清水が丘 三丁目	本宿町 三丁目	八幡町 二丁目
工事種別	新築	新築	新築	新築	新築
主要用途	一戸建て の住宅	一戸建て の住宅	一戸建て の住宅	一戸建て の住宅	二戸長屋
構造	木造	木造	木造	木造	木造
階数	地上2階 建て	地上2階 建て	地上2階 建て	地上2階 建て	地上2階 建て
延べ面積	90.76㎡	67.34㎡	96.72㎡	84.24㎡	165.62㎡
最高高さ	7.886m	7.925m	8.217m	7.605m	6.048m

7 議事

(1) 議案第24号について

特定行政庁より計画概要並びに敷地及び道の状況について説明がなされた。そのうえで、本計画が、建築基準法第43条第2項第2号に関する許可同意基準第2の基準3に適合することから、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、条件を付し、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が出された。

委員からは、権利者による協定の範囲や近隣の建築物の状況及び自動車が停車できる空地等について質疑がなされ、特定行政庁が応答した。

審議の結果、議案に対し同意することに決定した。

(2) 議案第25号について

特定行政庁より計画概要並びに敷地及び道の状況について説明がなされた。そのうえで、本計画が、建築基準法第43条第2項第2号に関する許可同意基準第2の基準3に適合することから、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、条件を付し、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が出された。

委員からは、権利者による協定の範囲や近隣の建築物の状況等について質疑がなされ、特定行政庁が応答した。

審議の結果、議案に対し同意することに決定した。

(3) 議案第26号について

特定行政庁より計画概要並びに敷地及び道の状況について説明がなされた。そのうえで、本計画が、建築基準法第43条第2項第2号に関する許可同意基準第2の基準4に適合することから、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、条件を付し、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が出された。

委員からは、当該道の状況や権利者による協定の範囲及び道の部分の不動産登記簿上の地目を公衆用道路として分筆登記することについて質疑がなされ、特定行政庁が応答した。

審議の結果、議案に対し同意することに決定した。

(4) 議案第27号について

特定行政庁より計画概要並びに敷地及び道の状況について説明がなされた。そのうえで、本計画が、建築基準法第43条第2項第2号に関する許可同意基準第2の基準4に適合することから、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、条件を付し、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が出された。

委員からは、当該道の状況や権利者による協定の範囲について質疑がなされ、特定行政庁が応答した。

審議の結果、議案に対し同意することに決定した。

(5) 議案第28号について

特定行政庁より計画概要並びに敷地及び道の状況について説明がなされた。そのうえで、本計画が、狭あい道路拡幅整備事業を活用して幅員4メートルに拡幅する予定の市認定道路に接することから、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、条件

を付し、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が出された。

委員からは、当該道の状況や権利者による協定の範囲及び道の部分の狭あい道路拡幅整備事業を活用した本市への所有権移転登記について質疑がなされ、特定行政庁が応答した。

審議の結果、議案に対し同意することに決定した。